

返戻金制度及び違約金制度の規定について

第1条（返戻金制度及び規定）

- 1 乙の職業紹介により甲が採用した求職者が、入社日から60日以内に退職した場合には、
乙は甲に対し、下記の区分に従い、既に受領した紹介手数料の一部を返還する。
入社日から14日以内の退職 紹介手数料の100%
入社日から15日から30日以内の退職 紹介手数料の80%
入社日から31日から60日以内の退職 紹介手数料の50%
入社日から61日以上退職の場合は0%とする。
- 2 前項の「退職」には、試用期間中の解雇を含むものとする。ただし、次の各号に該当する場合は返戻金制度の対象外とする。
 - 一 甲が採用時に提示した労働条件と実際の労働条件が実質的に異なることに起因する退職
 - 二 甲による法令違反行為、ハラスメントその他甲の責に帰すべき事由に起因する退職
 - 三 求職者の死亡、重大な事故・疾病、天災その他やむを得ない事情による退職
 - 四 その他甲乙協議の上、返戻金適用が不適切と認められる場合
- 3 甲が返戻金の適用を求める場合は、退職日の属する月の翌月末日までに、退職事実およびその理由を証する書類を添付のうえ、書面または電子メールにより乙に通知しなければならない。
- 4 乙は前項の通知を受けた日の属する月の翌月末日までに、前各項に基づき算定した返戻金を甲に支払う。
- 5 本条の返戻金は、紹介手数料に関する乙の一切の責任を完了させるものであり、乙はこれ以外の損害賠償その他の責任を負わない。

第2条(違約金制度及び規定)

1（直接採用違反に対する違約金）

求人者は、当社が紹介した求職者または当社から情報提供を受けた候補者を、当社を介さずに直接又は第三者を通じて採用し、若しくは業務委託その他の名目により実質的に就労させてはなりません。

求人者が前項に違反して当該人物を採用又は就労させたときは、当社は、当該人物が当社を通じて採用されたものとみなし、当社所定の紹介手数料を請求できるものとします。

前項の場合、求人者は、紹介手数料とは別に、違約金として当該紹介手数料の100%に相当する金額を当社に支払うものとします。

2 内定辞退後の別ルート採用に対する違約金

当社の紹介により内定した求職者が、求人者の都合によらない事由により内定を辞退した後、当該求職者が当社以外の経路により求人者に採用された場合であっても、当社は、当該採用が内定辞退の日から3か月以内に行われたときは、当該採用について本契約に定める紹介手数料を請求できるものとします。

前項の場合、求人者は、紹介手数料に加え、違約金として紹介手数料の50％に相当する金額を当社に支払うものとします。

3 違約金に関する明示条項

本契約に定める違約金の金額、発生条件及び支払方法の詳細は、別紙「手数料・違約金一覧」に定めるとおりとします。

当社は、本契約締結前に、求人者に対し、前項の内容を記載した書面又は電子メールその他適切な方法により明示し、その内容について説明を行います。